

インフルエンザ 予防接種のお知らせ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによっておこる感染症で、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の人が感染し発病します。そこで、下記のとおり東川町民を対象に予防接種費用の助成を行いますので、お知らせ致します。

実施期間	令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金） ○月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～11時30分、午後1時～4時30分まで。 ○年未年始の12月31日（火）～1月5日（日）までは休診となります。 ○インフルエンザ予防接種の予約は不要です。 ※毎週水曜日の午後は医師不在のため15歳以下、妊娠中の方の接種はできません。 ※ワクチンの数に限りがあり実施期間が予定より短くなることもあります。
対象者	全町民 16歳未満の方は、 <u>保護者同伴</u> をお願いします。
接種費用	1回 500円 ○13歳未満の方は2回目の接種費用も補助対象となります。 ○生活保護受給者は接種費用が無料となりますので、保健福祉課で <u>インフルエンザワクチン接種カード</u> の発行を受けてください。
実施場所	東川町立診療所 （東町1丁目14番1号 ☎82-2101）
持ち物	住所の確認ができるもの （住所が印字されているもの） （運転免許証、マイナンバーカード、身分証明書、健康保険証、子ども医療費受給者証など） 中学生以下の方は必ず母子手帳をお持ちください。
その他	◇次の事項に該当する場合は、当日接種を行うことができません。 ①明らかに発熱のある人（一般的に、体温が37.5℃以上）。 ②重とくな急性疾患にかかっていることが明らかな人。 ③インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショック（接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある人。 ④その他、医師が不適切な状態と判断した場合。 妊娠中の方へ ◇妊娠14週以降で接種（通常ワクチン）を希望される方は主治医の確認が必要です。

お問い合わせ先 東川町役場 保健福祉課 保健指導室 ☎82-2111

インフルエンザ予防接種 Q & A

Q 1. いつ頃接種すればいいのですか？

A 1. 予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかります。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが必要です。

Q 2. 接種を受ける本人が、麻痺等があって予診票に署名できない場合や、正確な意志の確認が難しい場合はどうするのですか？

A 2. 家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません）。なお、予診票には接種を希望される方が自署する部分がありますが、自署できない方は代筆者が署名し、代筆氏名及び接種を受ける本人との続柄を記載するようになっています。

Q 3. 何回接種すればよいでしょうか？

A 3. 13歳以上の方は1回接種で十分効果があるということから、1回接種でもよいとされました。13歳未満の方は2回接種するのがよいとされています。2回目は、3～4週間の間隔をあけて接種します。

Q 4. 東川町立診療所以外でも接種することができますか？

A 4. 接種できますが、その場合町からの助成がありません。また各医療機関によって接種料金が異なります。

《高齢者等インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ》

東川町に住民登録されている方で町外の施設・病院に入院・入所中の方で次のいずれかに該当する方は「高齢者等インフルエンザ予防接種費用の助成」の対象になりますので、下記の事項をお読みください。

実施期間は令和6年10月1日(火)～令和7年2月28日(金)までとなります。

《対象者について》

- ① 接種当日に65歳以上の方。
- ② 接種当日に60歳以上65歳未満で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害1級相当）。
- ③ 上記の年齢以外で、②の障害を有する方で、主治医のもとで接種が必要な方。

《助成内容》

- 上記対象者の方が接種を受けた場合、500円を控除し、2,000円を上限とした接種実費額を助成します。
- 生活保護受給者世帯の方は、接種実費額を助成します。

《助成方法・必要なもの》

- 東川町役場保健福祉課窓口にて申請を受付いたします。
- ★領収書原本 ★振込先通帳が必要になります。